

## 評価項目に対する具体的な評価基準について

### 1 指定管理者による自己評価について

各指定管理者がそれぞれ実施している自己評価手法を前提とした評価基準を各指定管理者が独自に設定する。

### 2 所管課室による評価について

各評価項目、評価内容毎に定性的かつ定量的な評価基準を設ける。

定量的な評価基準については、できる限り施設間で評価度合いにばらつきが生じないように、客観的な指標を設ける。

#### 【客観的な指標】

A：事業計画に対して極めて優れた取組となっている。

B：事業計画に対して優れた取組となっている。

C：事業計画どおりの取組となっている。

D：事業計画に対して劣る取組となっている。

E：事業計画に対して極めて劣る取組となっている。

ただし、事業計画は、指定管理者が実施する業務について県が求める標準的水準となっていることが前提である。